

【分配金のお知らせ】

2017年1月17日
野村アセットマネジメント株式会社「野村新世界高金利通貨投信(毎月分配型)」の
2017年1月16日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「野村新世界高金利通貨投信(毎月分配型)」の2017年1月16日決算の分配金についてご案内いたします。

今回の決算において、通貨動向やそれに伴う基準価額の水準、基準価額に対する分配金額などを総合的に勘案し、分配金を30円から20円に引き下げることにいたしました。

分配金引き下げに関する説明は次ページをご参照ください。

分配金額と基準価額は下表のとおりです。

【分配金】(1万口当たり、課税前)

ファンド	野村新世界高金利通貨投信 (毎月分配型)
分配金額	20円
(前回決算)	(30円)
決算日の基準価額	6,537円
決算日の基準価額(分配金再投資)	11,480円
(前回決算)	(11,508円)
分配金額設定来累計	4,285円

前回決算:2016年12月15日、設定日:2007年11月27日

基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものと計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

—上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。—

【分配の方針】

原則、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

※当面は、3月および9月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。

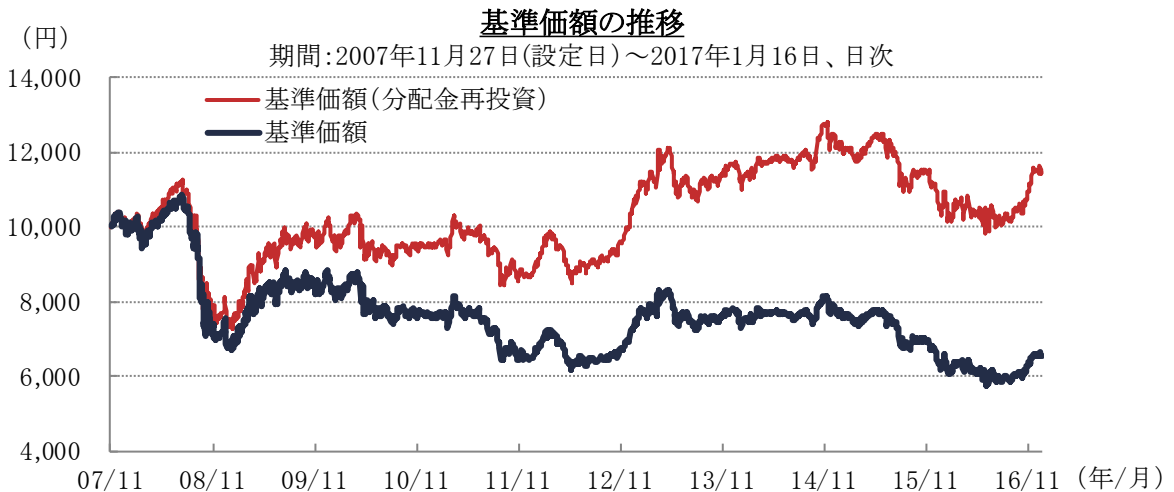
分配金は、投資信託説明書(交付目論見書)記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

【分配金引き下げの背景】

今回の決算におきまして、分配金を30円から20円に引き下げました。

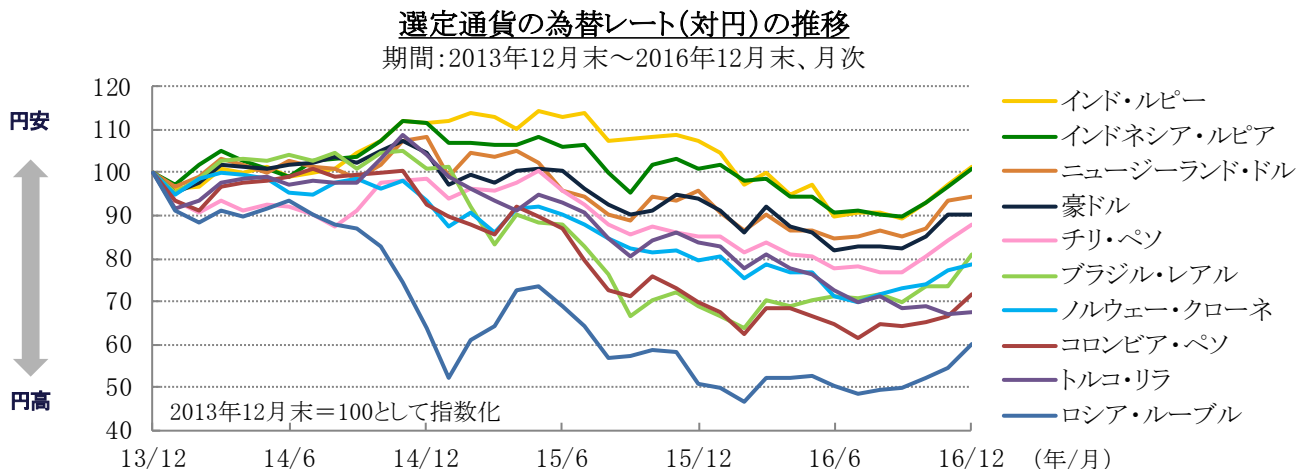
基準価額は、2008年9月のリーマン・ショックの影響により大きく下落した後は、概ね堅調に推移していました。しかし、2014年末頃からは、新興国を中心とした景気悪化懸念や地政学的リスクの高まり、ブラジルやトルコといった国々における政治的な混乱などが警戒され、高金利通貨が下落したことから、基準価額は下落しました。2016年11月以降は回復が見られましたが、基準価額は6,000円台に留まっています。

上記に述べた要因により、高金利通貨国の為替市場などにおいて厳しい環境が続いていたこと、それに伴う基準価額の水準および基準価額に対する分配金額などについて総合的に勘案し、今回の決算において分配金を引き下げることにしました。



基準価額(分配金再投資)とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものととして計算した価額であり、ファンドの収益率を測るためのものです。したがって、課税条件等によって受益者ごとに収益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

— 上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —



2016年12月30日現在の選定通貨(10通貨)の推移を表示。

(出所) ブルームバークのデータを基に野村アセットマネジメント作成

— 上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

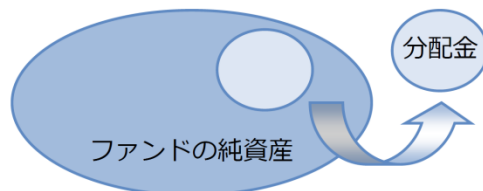
— また、ファンドの運用実績ではありません。ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。 —

今後とも「野村新世界高金利通貨投信(毎月分配型)」をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上

分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



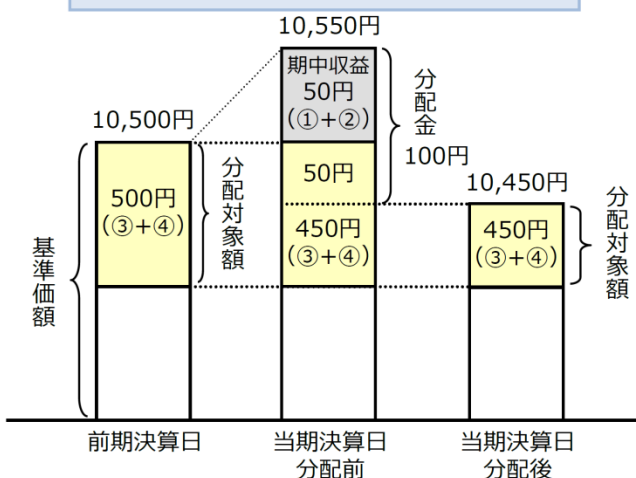
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

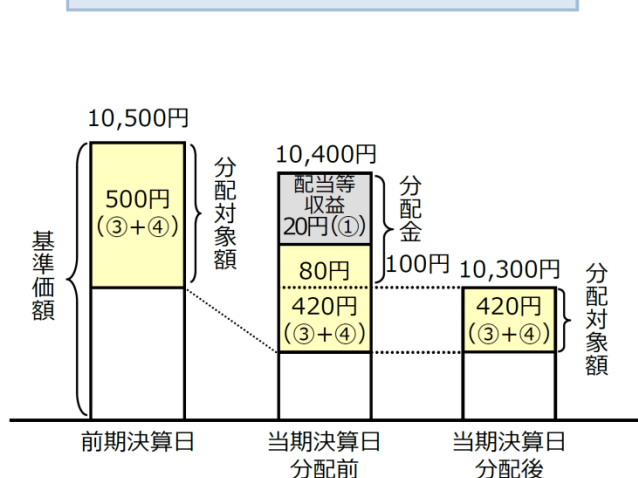
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

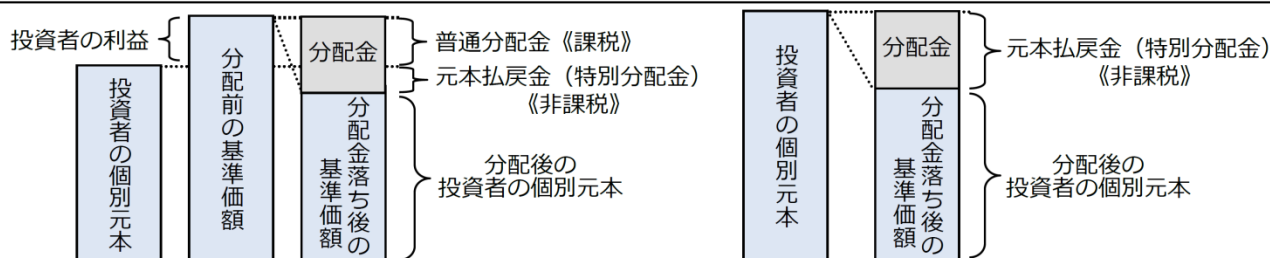


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

【ファンドの特色】

- **インカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行ないます。**
- **新興国を含む世界の国の通貨建ての債券(国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債、社債、資産担保証券等)およびコマーシャル・ペーパー等の短期証券を実質的な主要投資対象※とします。**
※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- **円建ての外国投資信託「NN (C) グローバル・カレンシー・ファンド」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を主要投資対象とします。**
- **通常の状況においては、「NN (C) グローバル・カレンシー・ファンド」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。**
※通常の状況においては、「NN (C) グローバル・カレンシー・ファンド」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。
- **ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。**
- **運用にあたっては、NNインベストメント・パートナーズ株式会社に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。**
- **原則、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。**
分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
※当方は、3月および9月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

【投資リスク】

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券等を実質的に投資する効果を有しますので、金利変動等による当該債券の価格下落や、当該債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- **信託期間** 平成34年9月15日まで(平成19年11月27日設定)
- **決算日および収益分配** 年12回の決算時(原則、毎月15日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- **ご購入価額** ご購入申込日の翌々営業日の基準価額
- **ご購入単位** 1万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または1万口以上1円単位
(ご購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動いそぐ投資コースがあります。原則、ご購入後にご購入コースの変更はできません。)
※お取扱いコース、ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- **ご換金価額** ご換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
- **お申込不可日** 販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金の各お申込みができません。
・ニューヨークの銀行・アムステルダム銀行
・シンガポールの銀行
- **課税関係** 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2017年1月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.24%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 *詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に年0.8964%(税抜年0.83%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.0314%~年1.0464%程度(税込) (注)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。
◆その他の費用・手数料	組入有望証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に利率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額(ご換金時)	1万口につき基準価額に0.15%の率を乗じて得た額

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

◆お申込みは

野村証券

商号:野村証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会:日本証券業協会/一般社団法人日本投資顧問業協会/
一般社団法人金融先物取引業協会/
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◆設定・運用は

野村アセットマネジメント

商号:野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会:一般社団法人投資信託協会/
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、債券等の値動きのある有望証券等を実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますので、この他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。